

見える化システム 売買契約条項

第1条 (契約書当事者)

契約当事者は、発売元 見える化推進社会貢献事業株式会社 (以下発売元ないし甲という)、及び表記購入契約者 (以下購入者ないし乙という)、並びに製造元 株式会社アドバンス (以下メーカーないし丙という) である。

甲は乙に表記並びに本条項の規定に従い商品を販売し、乙はこれを購入する。丙はメーカーとして当該売買の商品を保証する。

第2条 (商品)

商品名は「見える化システム」。その概要は、添付する商品パンフレットの通りである。

当該商品「見える化システム」は、第1構成として患者の口腔内をすみずみまで画像化しプリントアウトし、患者に示し観察させチェックさせ、全ての治療部位の順番を患者とともにつける、これら一連の行為の全体を見える化部と称する。

及び第2構成としてこの見える化を実現するための映像製作部等ハード部、並びに第3構成としてソフト部の3つの部からなる。

ハード部は、撮影本体部と凸面鏡部、平面鏡部からなる。ハード部は映像製作部であり、ソフト部は映像製作部から取り出された治療部位等の映像を基に動画シミュレーションソフトウェアによる画像を加え、患者インフォームド・コンセントや、治療計画等を行うものである。同時に、歯科医師 (以下Dr.という) 自身による臨床技術チェック機能など、歯科医療技術の高度化も含む。

見える化システムの目的は、患者による患者自身の口腔内自己管理である。

これにより、生活習慣病等の原因である口腔内病原菌を、Dr.と相談しつつ自己の意志に於いて常に取り除くことである。

見える化システムは、患者に自分の口腔内の全ての治療部位の状況や、以前の他院での治療跡の状況を簡便に、苦痛なく、画像で明確に見ることが出来る便益性を持つ。又、Dr.自身に、自らの治療のよし悪しを画像によって自らチェックが出来、臨床技術のレベルアップを計ることが出来る便益を提供する。

第3条 (納品)

1. 甲による納品は、甲に於ける乙からの入金確認後とする。

分割払の場合、第1回目の入金が現金ないし銀行振込を問わず、甲に於いて確認された後とする。

クレジットの場合は、クレジット会社の承認を甲に於いて確認した後の納品となる。

2. 乙が商品を乙の出入の材料店 (以下丁という) より受ける場合は、乙は当該丁に対し代金を支払い、丁より領収書を受け取る。

この場合、但書に当該見える化システムの代金である明記を受けるものとする。この代金の授受について甲は一切の責に任じない。

第4条 (メンテナンス)

1. 見える化システムのメンテナンスは、ハード部及びソフト部を含む。メンテナンス料は月額9,000円とする。但し、グループまとめ買いキャンペーンでご購入の方は月額6,000円とする。また同キャンペーンでのご購入の場合は年一括払いもでき、年一括払いは年額66,000円 (11ヶ月分、1ヶ月分無料) とする。

これにより、如何なる故障も無償修理とし、ソフトに於いては不具合ないし機能不全について無償交換する。更に、添付するバージョンアップソフト (価格合計722万円) は全てキャンペーンとして無償とする。

2. 水に落として機能不全にするなどの不注意や故意によるものは、当該メンテナンス料対象とせず、別途有料とする。

3. ハード部の内、凸面鏡部及び平面鏡部は消耗品である。

4. 乙に於ける当該メンテナンス料支払は、メーカー宛みずほファクター銀行口座より自動引落とする。振込料は乙負担とする。

その手続は、本商品購入契約と同時に、丙のメンテナンス料収受代行会社であるみずほファクター株式会社の「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に、乙が記名押印により申込をすることで行う。

当該メンテナンス料の自動引落は、購入契約時に毎月1日又は20日のいずれかを選択する。メンテナンス料とは別に、表記商品代金の分割払を利用する場合も、当該みずほファクター株式会社の自動引落を利用する。

この手続は、上記メンテナンス料自動払込利用申込書への記名押印を併用する。

当該商品代金分割の引落日は、購入契約時に1日又は20日のいずれかを表記欄で選択する。但し、メンテナンス料と同じ引落日とする。

5. クレジット払いの利用を希望する場合は、丙の契約するクレジット会社との契約とする。

商品代金のクレジット払いは、パソコン経由で購入契約時にクレジット手続を行う。

クレジット会社経由のメンテナンス料の支払いは、丙と乙の直接契約とし、自動引落により丙に支払われる。クレジット払いでのメンテナンス料は契約後29日間は無料とし、契約30日後から課金となります。

6. ソフトのバージョンアップの手続は、メーカーのマニュアルに基づき、インターネット経由で

行う。

バージョンアップ手続の通知及びその手続きは、メーカーが直接乙にメールで行う。

乙は、メーカーの指示に従って、インターネットでダウンロードし、ソフトを更新し、バージョンアップする。

7. 本購入契約は、メンテナンス契約を条件とする。よりよい医療サービスのためには、バージョンアップその他のメンテナンスが必須であるため、メンテナンス契約なしの商品購入契約は、これを行うことが出来ない。

第5条 (見える化)

1. 見える化システムは、口腔内病原菌が生活習慣病の原因ないし早期低出生体重児の原因であることを国民に知らせ啓蒙すること、このため甲の用意する患者啓蒙ツール用パンフレット及びお伺いアンケート等を使用する。これにより来院を促進させる。

次に、見える化プリントアウト画像により患者の口腔内の全ての治療箇所を示して、患者自身に納得させ、全ての治療箇所の治療に同意させること。患者は見える化をすることで納得する。これが見える化の重要ポイント。

しかる後、画像による治療計画、インフォームド・コンセントを行い治療する。

全ての治療箇所を治療することで生活習慣病等の原因を取り除く。これは歯科医院側から見ると、保険増、自費増、収入増となる。

2. ソフトのメンテナンスはメーカーが行う。
このため、当該メンテナンスに関する契約は、購入契約者（乙）とメーカー（丙）との直接契約とする。
ソフトとは、画像による各種表示機能、動画シミュレーション、治療計画、画像によるインフォームド・コンセント等である。

第6条 (著作権)

見える化システム、プリントアウト画像治療順番づけ、動画シミュレーション等は、特許とともに著作権も設定している。

著作権損害の場合は、損害賠償を申し受ける。

第7条 (天変地異)

地震、戦争、労働争議その他不可抗力の止むを得ない事態が発生した場合は、甲及び丙は本各条項を免責される。

第8条 (クーリング・オフ)

乙は、契約成立後15日以内であれば、何らの反対給付なしに自由に無条件・無費用で返品することが出来、契約を解除することが出来る。

第9条 (別途協議)

本契約に定めなき事項が発生した場合は、契約当事者双方、誠意をもって協議し、決定する。

第10条 (契約期間)

本契約は、購入契約日より5年間とし、双方文書による異議の通知がなければ、更に1年間延長することが出来る。爾後も同様とする。

以上

| | | | |
|-------------------|---|-------|------------------------------------------------------------|
| 契約 当 事 者 | 甲 | 発売元 | 見える化推進社会貢献事業株式会社 代表取締役 宮之原 日昭 (印略) 東京都江東区大島一丁目2番1-3302号 |
| | 乙 | 購入契約者 | 表記の通り |
| | 丙 | メーカー | 株式会社アドバンス 代表取締役 浦壁 初栄 (印略) 東京都中央区日本橋小舟町5番7号 |